

2010年度 早稲田大学 大学院博士後期課程奨学金 募集案内

【奨学金の概要】

博士後期課程に在学する学生を対象に、高度の研究能力と豊かな学識を有する研究者を養成する目的で設定された奨学金です。奨学金額（年額）は下表のとおり。

| 奨学金額 (年額) | 基幹・創造・先進理工 | 人研・ｽﾍﾟｰｽ研 | それ以外の研究科 |
|--------------|------------|-----------|----------|
| | 150,000円 | 130,000円 | 90,000円 |

【出願期間】

2010年8月2日(月)～**9月30日(木)** 締切日当日消印有効(郵送受付のみ)
※上記期間以後の出願は一切受け付けませんので、注意してください。

【出願資格】

以下(1)～(4)の条件を**全て**満たす者

- (1) 2008年度以前に入学した博士後期課程1～3年生(実質学年：休学・留学の期間を除外した学年)
ただし、既に通算3回の交付を受けた者は、出願資格がありません。

本奨学金制度は2010年度で終了します(予定)。特に留学中の学生は注意してください。留学期間中でも、出願書類を揃えることができれば、出願可能です。

- (2) 学生本人及び配偶者の合計収入が、下表の所得基準内である者

| 収入限度額 | 給与・年金等収入 (課税前金額) 1,816万円 | その他、事業所得(自営業等) (所得金額) 1,330万円 |
|-------|-----------------------------|----------------------------------|
| | | |

- (3) 主担当の研究指導教員の承認を受けた者

願書の研究指導教員承認欄に、主担当指導教員の自筆署名・捺印が必要となります。
氏名がゴム印、ワープロのものは不可。また、捺印がシャチハタ印のものは不可。

- (4) 次の①～⑥に該当しない者

休学中の者(休学留学を含む)

本大学の助手

早稲田大学高等学院・本庄高等学院・早稲田大学芸術学校・川口芸術学校の非常勤講師

上記の例外：に該当する場合でも、2010年度の途中で嘱任・解任され、2010年度後期授業料の一部を自己支弁する者は出願資格があります。

学費を自己支弁していない者

(国費留学生、企業・国などが負担している場合、災害等による学費免除された場合等)

授業料の一部を自己支弁する者(父母の援助を含む)は出願資格があります。

詳細については奨学課までお問い合わせください。

日本学術振興会特別研究員に採用されている者

2009年度以降入学の大学院博士後期課程在学学生

【出願に必要な書類】

以下 ~ を全て揃えてください。

- ① 「大学院博士後期課程奨学金願書」 ... 別紙の所定様式（黄色 A 4）に記入等する。
- ② 学生本人の所得関係証明書類 下表を参照し、必要な所得関係証明書類を全て揃える。
- ③ 配偶者の所得関係証明書類 下表を参照し、必要な所得関係証明書類を全て揃える。
配偶者がいない場合、 は不要です。

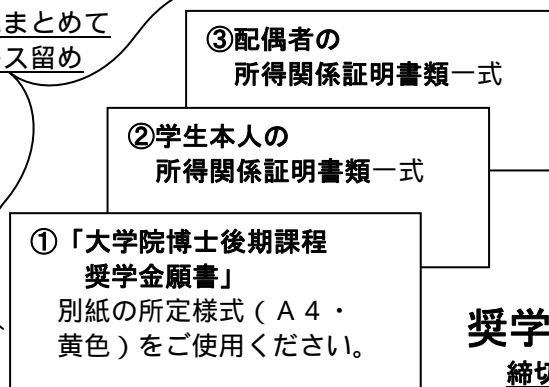
| 学生本人・配偶者の就業状況 | | 証明書の種類 | 発行場所 |
|---|-------------|---|---------------------------------|
| 2008年12月以前 から現在と同じ職にある者 アルバイトを含む | | ①最新の所得証明書（または非課税証明書） 非課税でも収入・所得金額の記載が必要 源泉徴収票は不可 | 市町村区役所 |
| 2009年1月以降 に就職または転職した者 アルバイトを含む | | ①最新の所得証明書 源泉徴収票は不可 ②現職の給与明細書（前月分） ③（転職者のみ）前職の退職証明書 上記の 、 、 とも必要 | 市町村区役所 現在の勤務先 以前の勤務先 |
| 2009年1月以降に 退職した者（または退職予定の者） アルバイトを含む | | ①最新の所得証明書（または非課税証明書） 源泉徴収票は不可 ②退職（予定）証明書（または離職票） 上記の 、 とも必要 | 市町村区役所 勤務先または、 ハローワーク |
| 2008年12月以前 から無収入の者 | | 最新の所得証明書（または非課税証明書） 無収入でも総所得“0”の記載が必要 | 市町村区役所 |
| 2009年1月以降 に自営業等を開業した者 | | ①最新の所得証明書 源泉徴収票は不可 ②「1年間の所得見込報告書」（書式自由） 1 “売上 - （原価 + 経費） = 所得” を必ず明記 上記の 、 とも必要 | 市町村区役所 事業者の署名・ 捺印があるもの |
| 海外在住で、 所得証明書類が 取れない者 | 収入のある 場合 | 2009年分の総収入を証明する書類 （円換算したもの、日本語訳を添付） | 勤務先 日本語訳は本人作成 |
| | 無収入の場合 | 「無収入の事実に関する報告書」（書式自由） 次の項目2点を必ず記載すること 事実に関するコメント 証明者の署名と捺印 | 第三者 （配偶者を除く） |
| 外国人留学生 2 | | 所得関係証明書類の提出は不要 | |

1 「1年間の所得見込報告書」は、営業開始日～まる1年間の見込金額（年間換算したもの）を万円単位で記入してください。

2 外国籍学生でも、在留資格が 永住者 / 定住者 / 日本人（永住者）の配偶者・子 の場合、日本人と同様の扱いとなります。

【出願書類の提出方法】

一つにまとめて
ホチキス留め



奨学課宛に郵送
締切日 9月30日
(消印有効)

朱書（赤字）

| | |
|---------------|-----------------|
| 切手 | 169 - 8050 |
| 博士後期課程奨学金願書在中 | 新宿区戸塚町 一・一〇四 |
| | 早稲田大学 奨学課 行 |

封筒は各自で用意してください。

封筒の裏面に、学籍番号・所属研究科・氏名を記入してください。

【奨学金振込口座の確認・登録・変更】

出願者は、9月30日（木）までにWaseda-netポータル「学生届出口座情報登録変更」画面で、学生本人名義の銀行普通預金口座（ゆうちょ銀行、ネット銀行、信託銀行等一部利用できない金融機関があります）の登録確認・変更（参照）を行ってください。口座未登録または口座無効等の場合は、採用されても奨学金が振り込まれません。

なお、2011年3月15日時点で奨学金振込口座を確認できない場合、本奨学金の採用が取消されます。

以下 ~ の手順で、奨学金振込口座の確認・登録・変更を行ってください。

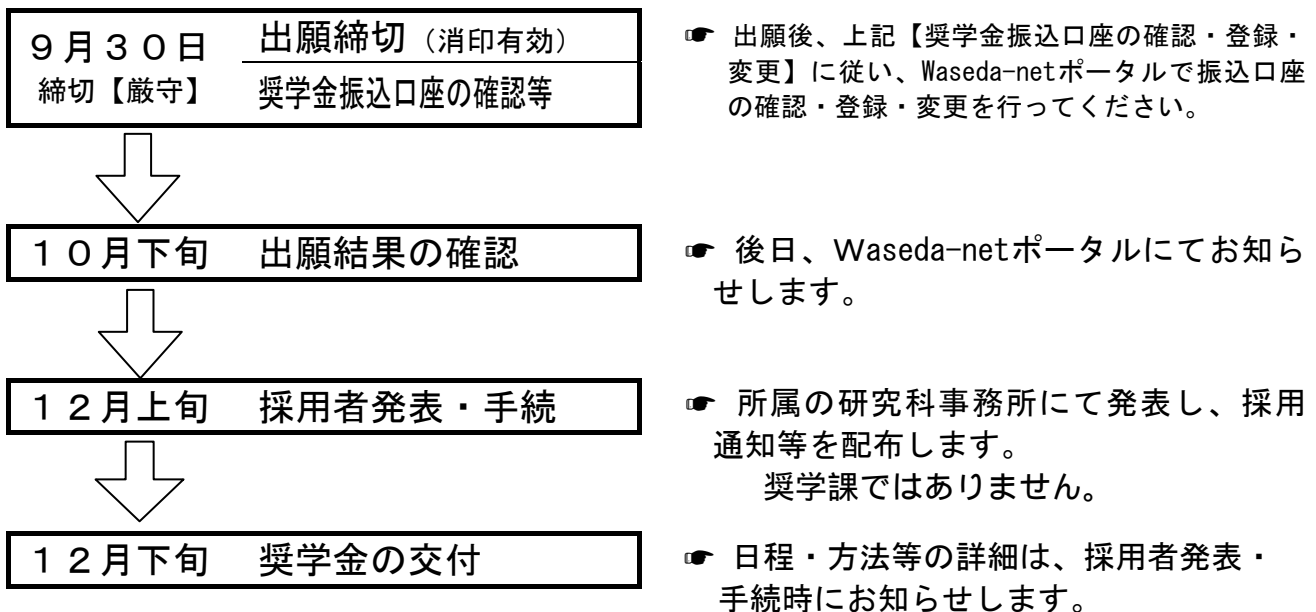
Waseda-netポータルへログインし、左側メニュー“Profile”を選択してください。
表示される「学生届出口座情報登録変更」画面で、個人の口座情報を確認してください。
万一、口座未登録（または口座無効 銀行・支店の統廃合を含む）の場合には、必ず新規登録（または口座情報の変更）を正確に行ってください。

【出願後のスケジュール】

出願書類を郵送提出した後の手続等スケジュールは、以下のとおりです。

いずれも重要な事項ですので、必ず確認や手続等を行ってください。

確認・手続等を怠ると、奨学金の選考・採用等に支障が生じる恐れがありますので、注意してください。



上記スケジュールは、諸事情により変更される場合があります。

作成・提出に関する
問い合わせ先

早稲田大学 学生部奨学課（月～金 9-17時）
TEL 03-3203-9701 / FAX 03-3232-9497
e-mail gakunai-tantou@list.waseda.jp

提出書類に記載されている個人情報、奨学金業務に限定し利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。